○国土交通省令第四十二号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第一項並びに航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第五条第三項、第二十二条の二第一項及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月二十三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第一条　海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　交通方法	第二章　交通方法
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第六節　異常気象等時における措置（第二十三条の五―第二十三条の七）	（新設）
第七節　指定海域における措置（第二十三条の八―第二十三条の十）	第六節　指定海域における措置（第二十三条の五―第二十三条の七）
第三章・第四章　（略）	第三章・第四章　（略）
附則	附則
（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）	（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）
第二条　法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第四十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。	**第二条**　法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第三十六条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。
2　（略）	2　（略）
第六節　異常気象等時における措置	（新設）
（異常気象等時特定船舶に対する情報の提供）	（新設）
第二十三条の五　法第三十三条第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第四のとおりとする。	
2　法第三十三条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。	
3　法第三十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。	
一　異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報	
二　異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報	
三　異常気象等時特定船舶の周辺にびよう泊をしている他の異常気象等時特定船舶のびよう泊の異状の発生又は発生のおそれに関する情報	